



今年七度目の雪景色

ゆり北

第165号 (15期第11号)

発行・光が丘パークタウン

ゆりの木北自治会

東京都板橋区赤塚新町

3-32-4-403

電話03(3938)9181番

発行責任者 吉 柳 俊 孝

四月二十六日(日) 自治会総会です

今年は午後から

第十六回ゆりの木北自治会の定期総会を四月二十六日に行ないます。

「安全で、きれいで、楽しいまちづくり」を合い言葉に、この一年間の活動報告、会計決算報告の承認を受け、今後一年間の活動方針・案、会計予算・案を審議・決定します。また、役員を選任を行ないます。

総会は全員総会となっています。これは会員一人一人の意見を大事にしていこうと発足当初から採られている制度です。活発な意見の交換で実りある総会にしましょう。総会の議案特集号は、四月二十日頃までにお配りをします。

役員を体験しませんか

総会に先立ち役員選考委員会が設けられ、新年度役員名簿の準備が行なわれます。

外壁塗装を早くして

公団北営業所に修繕要望を提出

自治会住宅対策部では、築十五年を経過して各所に傷みも生じているため、計画修繕項目を中心に住宅・都市整備公団東京北営業所に対して要望書を提出します。

これに先立って、賃貸棟の三三四戸に対して、計画修繕対象になる項目を中心に補修要望書の提出をお願いしました。三月一日現在一〇〇通(回収率三〇%)となりました。途中入居の場合は入居時に壁紙の貼りかえ等が行なわれていますから、補修要望はかなり強いものと思われま

す。要望の多いものは、壁面の結露によるカビ、汚れ、換気扇の不具合、浴槽のホーロー傷、錆などです。

計画修繕

①十五年の計画修繕は、「屋内壁等塗装」および「室内コンセント取替」となっていますが、その具体的な工事内容・方法について明らかにして下さい。

ゆりの木北自治会に居住者から申出のあった補修箇所は別紙1の通り

です。「補修要望書の集約を添付」

(説明)当初入居者を中心に結露などにより壁紙の剥がれ、黴による染みが目立っています。また換気扇・暖房機の不具合も目立っています。公団特注設備のため公団が直接メンテナンスすべきものと考えます。

②十八年の計画修繕となっている「外壁塗装」については、十八年にこだわらず速やかに着手をお願いします。

ゆりの木北自治会で把握している外壁等の要修繕箇所も別紙2のとおり多くなっております。「団地点検集約および写真を添付」

(説明)外壁の鉄筋露出による錆、クラックの発生や、塗装被膜の膨れによる剥落も随所で見られます。またジョイント部の渡り板、排水管、鉄柵など鉄部の塗装の剥落も目立ちます。同一団地として構成されている分譲棟(九棟)のゆりの木通り北住宅管理組合では築十二年で実施しており、格差が生じております。

③一号楼の通路シートを全面的に張替えてください。

(説明)十一・十四号棟については全面張替えを行いました。一号楼については部分補修にとどまりましたので、今年は全面張替を要望します。

④玄関ホールおよびエレベーターホールに犯罪防止のため監視カメラを設置して下さい。

(説明)分譲住宅においては九十七年十二月に設置を完了しております。

高齢化対策

①幅員一〇〇cm以上の階段について、安全手摺の設置を要望します。

②一号楼、十三号棟の等エレベーター設置棟の出入口の段差を解消して下さい。

③現在エレベーター未設置の十二、十四号棟にエレベーターの設置を要望します。

団地の災害対策

①通路階に五戸に一本の消火器の設置をお願いします。

(説明)災害時には、初期消火が重要になっていきます。消防法の既存不適用建築物であっても、消火器の設置をお願いします。分譲棟は設置済み。

②漏水による機能低下を防止するため、火災時に消防機関が使用する連絡送水管の通水試験を実施して下さい。

③停電時に、ポンプ用電源・共用灯電源・エレベーター電源をまなかうことが出来るよう非常用電源を拡充して下さい。

④住宅・都市整備公団の災害時対策を充実して下さい。

継続要望事項

①十二・十三・十四号棟の斜線部分にかかる庇および防風板の設置をお願いします。

②中水道のバルブの破損が多いので、トイレ用の水源を上水道に切替えて下さい。

(説明)分譲住宅においては、九十六年に上水道に切り替え工事済みです。

③給湯管の破損について、公団としての原因究明と抜本的対策をお願いします。

(説明)地下埋設の二重管の破損については、管の材質によるものか、工事の施工方法によるものか曖昧にされています。再発防止のため究明と情報開示をお願いします。

④混合栓使用による水道水の給湯管への逆流を防止するため、各戸に逆流防止弁を設置して下さい。

(説明)部分的に逆流防止弁を設置したことがありますが、全面的な施工をお願いします。

団地関係

①夜間・休日の対応を行う「緊急連絡員」を設置して下さい。

(説明)団地規模三〇〇戸以上については設置することになっています。(裏につづく)



この段差をなくして下さい

花は見頃だ

人の輪広がれ

す。会場については光が丘公園の芝生広場を予定しています。詳しくはポスターでご案内します。

日時 四月五日(日)

午前十一時頃から、雨天の時は十二号棟集会所

場所 光が丘公園(芝生広場)

紅白幕とみどりの「ゆり北」会旗を目標においで下さい。

会費 無料

フンガイ！糞害！

団地点検で見えてきたこと

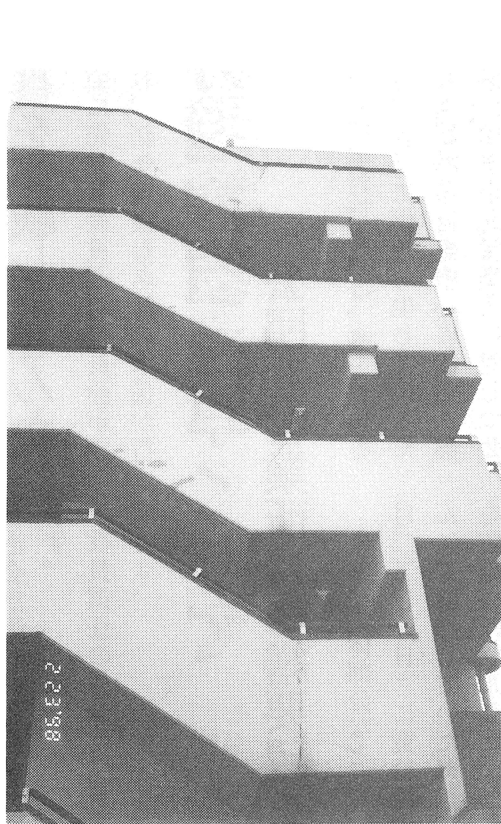
初めて住宅点検パトロールに参加しました。普段利用しないフロアーや、建物の劣化具合を調べるという視点で改めて見るといろんな事が、見えて来ました。そのいくつかを記して見ました。

一・建物の劣化

- ①壁や通路、手すり等の亀裂
 - ②塗装の剥れ
 - ③連絡通路の裏側の錆
 - ④出窓の鳩の糞
- などが目につきました。

二・住民側の問題

- ①廊下に自転車や荷物を置いている。
- ②メーターBOXに荷物を入れている。扉がこわれている。
- ③各階のエレベーターホールが、ゴミだらけ。又ベンチに火をつけた跡や落書きがいっぱい。



あちこちにクラックが目立ちます

④外階段や階段の踊り場に放尿の跡などがありました。

又、「ここはトイレではありません、大、小便をしないで下さい」というビラが貼ってあるので愕然としました。

犬猫並というか犬猫以下です。恥

を知れと言いたいです。改善点等は、公団に申し入れて頂くとして、私達住民も気持ちよく、住むための努力が必要だと思いました。又参加者が少ないのも気になりました。賃貸だから、人の物だからと考えないで、もっと大勢の人に関心を持って貰い、住み良い街作りに参加しましょう。

今後は、年々高齢化が進むなかで、車椅子での体験なども必要ではないでしょうか。

S記

投稿

猫が言葉を話せたら

猫が本当に好きだから、野良猫に餌をやるだけの人には、日頃から疑問を感じている。私なら餌をやったついたら、寒い戸外になぞ可哀そうで放り出しておけなくて、多分家に連れ帰ってしまうだろう。だから餌をやるだけの自己満足的な愛情は注ぐまいと肝に命じている。

猫を飼うことで一番大変なのは、餌を毎日やることではなく、糞尿の始末をどうするか、ということだ。鼻を刺すような臭い匂いを家の中に充満させないために、ベランダにトイレを作り、匂いの消える猫の砂というものを購入した。これを毎日取り替えるのは、経済的にかなり痛いけど、ベランダ中に匂ってしまう。自分も嫌だが、隣近所に迷惑をかけぬかと心配になる（最近はいよいよ消臭剤があるようだ）。人間のトイレで用を足す猫もいるが、それだって人間の方が匂いを我慢しなきゃならないことには変わりがない。

それくらい強烈な匂いを発するものを、飼っている家の人は、猫が可愛いから感覚が麻痺してしまうのか、我慢が苦痛でなくなるらしい。近所はどうかというところ、その家の前を通るだけで臭い所もある。ひどい所は数メートル先から匂う。そこを通るのは不愉快だが、文句を言っても飼っているものを捨てるとは言えないから我慢させられてしまう。年月が経ち、匂いはしみついて簡単には消えていかない。

猫は容姿が可愛い、たまらない欠点？があるから、糞尿の始末に心をくれない場合は、団地内で飼うのはお勧めできない。

植栽の中にダンボールの猫ハウス

があるが、あれで雨露、風雪まで防げというのだろうか。犬じゃないのだよ。足の裏がちよっと濡れるのさえ嫌う猫を、なぜ連れて帰ってやらないのだろうか。雨や雪の降った早朝の、寒そうに辛そうにしている猫を知っているのだろうか。ある時は、誰も餌をやりに来なかったらしく、その辺に落ちていた食べ残しの様なものをあさっていた。陽が高くなつてから餌だけ持って来て「猫にも生きる権利があります」なんて言わないでほしい。猫が言葉を話せないのを知っているだけでと思うのだが…。

動物愛護というのは、餌を与えて擦り寄ってくるのを撫でてくれるような簡単なものではないと思う。全部ひっくり返して面倒をみてこそ、本当の動物愛護家ではないだろうか。

野良猫に話を聞いてみたいものだが、動物は人間語を話さないから悲しい。

野良猫を見るのが辛い住人

最近、痴漢やストーカー行為から子ども達を守るため、非常通報箇所として「ピーポー一二〇番」を設置する取り組みをPTA連合会、町会連合会で行なっています。

団地内でも昨年は痴漢行為が数多く報告されています。エレベーター、階段の付近や一階などの住戸で、日中在宅されていることが多く、子供達が助けを求めた時に対応していただけるお宅はお申し出下さい。

ピーポー一二〇番

A四判程度の「ピーポー一二〇番」のプレートを掲示していただきます。

詳しくは、来栖赤塚新町小PTA会長（五一〇〇六）または吉柳ゆり北自治会長（四一四〇三）までお問合せ下さい。



ここは憩いの場です

（表の下段からつづく）

- ②管理事務所（みつま台管理センター）の開設時間の延長および土・日営業を行って下さい。
- （説明）団地は共働きが多く要望は根強くあります。
- ③十二号棟管理事務所のスペースを集会所として開放してください。
- （説明）入居当初は時間開設が行なわれていましたが、現在は全く使用されていません。
- ④迷惑駐車、ペット飼育、ホームレス対策を具体的に実施して下さい。
- ⑤十一号棟に巣をつくっている鳩の対策をして下さい。